

小林市競争入札参加資格審査申請書（物品用）記載要領

小林市が行う物品の購入、貸借、修繕及び不用物品の売払い等の契約に関する競争入札参加資格を得ようとする方は、次の要領により競争入札参加資格審査申請書等を提出してください。

定時受付により登録された名簿の有効期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までです。随時受付により申請された場合は、審査委員会の審査後、名簿に登載された日から令和7年9月30日までです。

1. 申請できる方の資格

営業に関し、法律上必要とする資格を有する方などです。詳細は、小林市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格に関する要綱で確認してください。

2. 申請方法等

持参または郵送

- (1) 定時受付期間 令和4年6月1日から令和4年6月30日まで
- (2) 随時受付期間 令和4年10月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 持参する場合の受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日は除く。）
- (4) 持参する場合の受付場所

小林市役所 財政課（本館3階） TEL0984-23-1114

須木庁舎 地域振興課（2階） TEL0984-48-3130

野尻庁舎 地域振興課（1階） TEL0984-44-1100

- (5) 郵送する場合の送り先

〒886-8501 小林市細野 300 番地 小林市役所 財政課 物品担当 宛

※宛名面に「入札参加資格申請（物品）」と記載してください。

3. 留意事項

現在（履歴）事項全部証明書（代表者名、設立年月日、資本金）、損益計算書（売上高（直前第2年、直前第1年））、貸借対照表（流動資産、流動負債）の関係箇所には、**蛍光ペンで線を付してください**。※申請書（様式第1号）と添付書類のチェックのため

4. 有資格者の決定及び公表

入札参加資格審査委員会の審査を経て名簿に登載された者は、会社名等を告示し、小林市のホームページで公表します。個別に通知はしません。審査の結果、入札参加が不相当と認められた者には競争入札参加資格審査結果通知書（物品用）で通知します。

5. 名簿登載後の変更申請について

名簿に登載された者は、その申請の内容に変更があったときは、競争入札資格審査申請書記載事項変更届（物品用）等の必要書類を速やかに提出してください。

代表者、役員、支店長等が変更になった場合は、必ず、暴力団に関与のない旨等の誓約書兼同意書、役員等調書（個人の場合は不要）を提出してください。

留 意 事 項

区分	番号	提 出 書 類 名	留 意 事 項
任意	1	受付票（物品用）	郵送の場合、返信用封筒を同封し宛名、切手を貼付すること。受付票の返信先は、本店・支店のどちらでもかまいません。 ※希望者のみ
必ず提出しなければならぬ書類	2	提出書類一覧表（物品用）	◎完備した書類は、チェック欄に○印を記入して、提出してください。
	3	競争入札参加資格審査申請書（物品用） 様式第1号 ※その1～その3	<p>その1</p> <p>◎「本店の所在地」は、法人の登記簿に登記してある本店（個人：営業場所）を記入すること。</p> <p>◎「代表者氏名」は、法人の登記簿に登記してある代表権のある方、個人の場合は代表者（営業責任者）を記入すること。</p> <p>その2</p> <p>◎営業年数の基準日は、会社成立年月日（法人）、事業開始届日（個人）とします。</p> <p>◎法人で決算期を変更した場合の売上高は、1年に満たない期を除いた直近2ヶ年を記入すること。</p> <p>◎「取扱業者（メーカー）名」は、「代理店」、「特約店」契約をしていないが取引できる業者は「その他」を選び正式名称を記入すること。 ※ 記念品等のカタログ名は「その他」を選びカタログ名を記入 ※ 車両購入の場合は「全メーカー」は不可、社名を記入すること。</p> <p>◎流動比率は、個人（青色申告）の場合は、貸借対照表（資産負債調）の資産の部「現金」から「貸付金」の合計を負債・資本の部「支払手形」から「未払金」の合計で除した割合。個人（白色申告）の場合は、記入不要。</p> <p>その3</p> <p>◎「希望業種」は、「希望業種分類表」から選択すること。 <u>なお、記載した全てに指名を保障するものではありません。</u> 品目は、「希望業種分類表」を参考に記入すること。</p> <p>◎「使用印鑑届」の印鑑は、見積、入札、契約の締結、納品、代金の請求に使用する印鑑であり、印鑑登録の有無は問いません。</p>
	4	暴力団に関与のない旨等の誓約書兼同意書	個人、法人とも提出すること。
	5	役員等調書	法人：記入上の注意点は次ページで確認ください。 個人：不要
	6	登記事項証明書（写し可） 発行日3ヶ月以内有効	法人：現在（履歴）事項全部証明書 個人：不要
	7	身分証明書（原本） 発行日3ヶ月以内有効	個人：代表者（営業責任者）分 ※本籍地の市町村役場で取得 ※破産者で復権を得ないものでないことの証明書 法人：不要
	8	国税の納税証明 発行日3ヶ月以内有効	◎税務署で交付申請してください。 法人：様式その3の3 「法人税及び消費税及び地方消費税について未納税額のない証明」 個人：様式その3の2 「申告所得税及び消費税及び地方消費税について未納税額のない証明」

区分	番号	提出書類名	留意事項
	9	市税の完納証明（法人分） 発行日3ヶ月以内有効	小林市の「完納（納税）証明書」を提出ください。 ※他市町村分は不要 ※納期の到来分の小林市税を滞納していないことの証明
	10	市税の完納証明（代表者分） 発行日3ヶ月以内有効	本庁：税務課 須木・野尻庁舎：住民生活課 法人の場合は、市内に本社、支店等があるとき、又は課税があるとき。さらに、代表者が小林市在住の場合は、併せて代表者分の小林市税の完納（納税）証明も必要となります。 個人の場合は、代表者が小林市在住であるとき。
	11	財務諸表（個人） ※直近2か年分	青色申告者：貸借対照表、損益計算書 白色申告者：収支内訳書
	12	財務諸表（法人） ※直近2か年分	法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
該当者のみ 提出	13	委任状	業務等を支店長等に委任するとき
	14	許可、登録、認定証等の写し	◎4ページの「営業に関し法律上必要とする許可登録等一覧表」を参考に提出してください。
	15	印刷業者調書	印刷業者のみ

役員等調書【記載の仕方】

現在（履歴）事項全部証明に登録されている、「役員に関する事項」、「支配人に関する事項」各欄の記載順に記入し、その次に、登録されていないが、相談役、顧問等の役員と同等以上の支配力を有する者を記入すること。

◎個人情報を提供する役員等とは

- 役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等いかなる名称であるかを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者
- 支店若しくは営業所を代表する者（支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長等いかなる名称であるかを問わず、支店等の組織の業務を統括する者）で上記の役員以外の者

◎記載上の注意

- 誓約書兼同意書と役員等調書は全ての項目を記載し、枠をはみ出ないようにすること。（縮小表示、折り返し表示などで対応すること。）
- フリガナは姓と名に分けて記載し、拗音及び促音（ャ、ユ、ヨ、ッ、など）は使用せずに文字は全て半角大文字とすること。
- 氏名は姓と名に分けて記載し、全て全角文字とすること。
- 生年月日は和暦で記載すること。また、元号について、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRで半角とし、年月日の各欄は半角数字とすること。
- 性別は、男または女と全角文字とすること。
- 通常において旧姓、通称名等を利用している場合は、その名称も記載し、備考にNo.○の通称など明記すること。
- 漢字を使用していない外国人は、氏名はアルファベット、フリガナは当該アルファベットのカナ読みを記載してください。

営業に関し法律上必要とする許可・登録等一覧表

営業品目	証明事項等	関係法令	証明機関等
医薬品 工業薬品 理科医科器具	毒物劇物一般販売業登録票	毒物及び劇物取締法第4条	保健所長
	医薬品販売業許可証	薬事法第24条	保健所長
	動物用医薬品一般販売業許可証	薬事法第24条	都道府県知事
	医療用具販売業届出済証	薬事法第39条	都道府県知事
	特定計量器販売事業届出書	計量法第51条	都道府県知事
	特定計量器修理事業届出書	計量法第46条	都道府県知事
	〃 (電気計器)	計量法第46条	経済産業大臣
造園資材	毒物劇物農薬用品目販売業登録票	毒物及び劇物取締法第4条	保健所長
	農薬販売業届	農薬取締法第8条	都道府県知事
衣料・寝具 室内装飾品	防災表示者認定書	消防法第8条	消防庁長官
車両整備	自動車分解整備事業認証書	道路運送車両法第78条	九州運輸局長
	指定自動車整備事業指定書	道路運送車両法第94条の2	九州運輸局長
石油類 ガス類	揮発油販売業者登録通知書（登録申請済書）	揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条	経済産業大臣
	液化石油ガスの販売事業許可書	液化ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条	都道府県知事
塗料	毒物劇物特定品目販売業登録	毒物及び劇物取締法第4条	保健所長
	毒物劇物一般販売業登録	毒物及び劇物取締法第4条	保健所長
看板	屋外広告業者登録票	平成5年宮崎県条例第13号	宮崎県知事
食料品	営業許可証	食品衛生法第52条	保健所長
	酒類販売業免許	酒税法第9条	税務署長
砂・砂利	砂利採取業者登録	砂利採取法第3条	都道府県知事
	碎石業者登録	碎石法第32条	都道府県知事

※ここには例を示してありますので、これ以外に該当する場合も証明書等を提出してください。